基準点から二七五度二五分二六秒
五四一・六九六メートルの地点　一号
標柱一号から二五一度二四分二四秒
六六・六五二メートルの地点　二号
標柱二号から三〇九度四四分一五秒
一三・四九二メートルの地点　三号
標柱三号から二四一度一七分二七秒
二三七・五八一メートルの地点　四号
標柱四号から二四六度六分四五秒
一九三・八五五メートルの地点　五号
標柱五号から三八度二〇分九秒
一〇三・五八四メートルの地点　六号
標柱六号から二二度三八分三〇秒
五〇・六五四メートルの地点　七号
標柱七号から六三度二〇分三四秒
一二九・六九七メートルの地点　八号
標柱八号から五二度三分五六秒
九九・三二五メートルの地点　九号
標柱九号から六一度四九分二八秒
六六・六一三メートルの地点　十号
標柱十号から五四度五二分四七秒
二九・九六〇メートルの地点　十一号
標柱十一号から五二度五三分三七秒
三二・八〇三メートルの地点　十二号
標柱十二号から一一三度三五分二〇秒
三七・四七九メートルの地点　十三号
十六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山本川支川五
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区山本五丁目五五番二
四地内四等三角点亀岡を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二三六度一四分三秒
三九二・〇三四メートルの地点　一号
標柱一号から一二四度四八分二一秒
六七・八六五メートルの地点　二号
標柱二号から一六五度四七分二一秒
五三・四一一メートルの地点　三号
標柱三号から二四七度四一分三七秒
五〇・八二二メートルの地点　四号
標柱四号から一八六度五三分八秒
三七・三四四メートルの地点　五号
標柱五号から二四二度二二分一〇秒
三〇・三二三メートルの地点　六号
標柱六号から三〇〇度三三分一四秒
七九・八四七メートルの地点　七号
標柱七号から三三九度三九分四九秒
六八・三五〇メートルの地点　八号
十七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
根谷川支川九五、根谷川支川九六及び根谷川支川九七
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字恵穂居一番地内四等三角点高松山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一八三度一二分七秒
七四〇・二六一メートルの地点　一号
標柱一号から三二三度五分三六秒
一〇一・五三一メートルの地点　二号
標柱二号から一五度三六分八秒
七二・三〇五メートルの地点　三号
標柱三号から七〇度三二分五九秒
二四・三二二メートルの地点　四号
標柱四号から一〇〇度三八分四一秒
九三・八〇二メートルの地点　五号
標柱五号から〇度〇分〇秒
三三・五〇二メートルの地点　六号
標柱六号から三一度一二分五四秒
三三・九四九メートルの地点　七号
標柱七号から七八度五分一九秒
四一・四二九メートルの地点　八号
標柱八号から一〇二度一八分一二秒
五〇・四一二メートルの地点　九号
標柱九号から一〇度三二分二六秒
六五・一七八メートルの地点　十号
標柱十号から五八度五〇分五八秒
四四・七八〇メートルの地点　十一号
標柱十一号から一二〇度四七分三七秒
七二・一七五メートルの地点　十二号
標柱十二号から一六四度六分二六秒
七八・三二四メートルの地点　十三号
標柱十三号から二三三度三八分八秒
三六・一九二メートルの地点　十四号
標柱十四号から二四八度一一分八秒
一一六・一〇一メートルの地点　十五号
標柱十五号から一八二度四八分八秒
二一・二五二メートルの地点　十六号
標柱十六号から二二三度五一分五九秒
二七・七七三メートルの地点　十七号
標柱十七号から二四五度三七分三七秒
二一・三六一メートルの地点　十八号
標柱十八号から一七三度五五分三秒
一五・二七九メートルの地点　十九号
標柱十九号から二五〇度二一分一七秒
七・六五〇メートルの地点　二十号
標柱二十号から一七六度四六分一秒
五・三〇一メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から二六〇度一六分五秒
一五・九七三メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から二六三度一三分五八秒
二六・七四九メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から二五五度四二分五秒
一三・三九八メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から二五六度五六分三七秒
二九・二九九メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から二四六度四三分二五秒
三三・四五九メートルの地点　二十六号

○海上保安庁告示第十号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十七年二月九日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

○東北地方整備局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月九日

東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年東北地方整備局告示第五号県中都市計画道路事業三・四・百十一号東部幹線及び三・四・百五十四号荒井郡山線

三　事業施行期間　自平成十七年一月十四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月九日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三五度〇〇分三九秒東経一三九度〇七分三八秒の地点、北緯三四度五九分一四秒東経一三九度〇九分〇六秒の地点、北緯三四度五九分〇〇秒東経一三九度〇八分四五秒の地点、北緯三四度五九分〇〇秒東経一三九度〇七分三七秒の地点、北緯三四度五九分五七秒東経一三九度〇六分三八秒によって囲まれる区域内及び、北緯三四度五九分〇〇秒東経一三九度〇八分〇七秒の地点、北緯三四度五八分二六秒の地点、北緯三四度五八分二六秒東経一三九度〇八分〇八秒の地点、北緯三四度五八分四九秒東経一三九度〇七分四九秒の地点によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十七年二月十五日から平成二十七年二月十九日まで

三　水路測量の実施方法　GPS測位装置、マルチビーム測深機等による海底地形等の調査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第四号（平成二十七年一月三十日発行）